

通所型サービスC(短期集中型)の事業所が増えました!

問 高齢介護課 TEL06-6992-1613

通所型サービスC(短期集中型)とは、筋力低下などにより日常生活が大変になった高齢者を対象に、元気を取り戻すため、リハビリ専門職などがサポートをしながら一人ひとりにあった運動プログラムが受けられるサービスです。

栄養のとり方や口腔ケアを学ぶことができます。

通所型サービスCを利用できる人

- ①要支援1・2に認定された人
- ②要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」により事業対象者に該当した人

利用期間 3カ月
 ▽プログラムは週1回 約2時間
 ▽悩みが改善しない場合は最大3カ月延長可能
 ¥プログラム1回につき300円
 注延長した場合は4カ月目から1回500円
 利用にはケアプランの作成が必要です。
 地域包括センターに連絡してください(P26参照)。

事業所名 デイサービス リハすく
時水・木・金曜日
場金田町3-47-5
送迎範囲 守口市全域
 TEL06-6780-9240

5月11日~新しい事業所が開設しました!

見学・体験も受け付け中です!
 ✓退院直後に活動量が低下している人
 ✓閉じこもり傾向がある人
 ✓家事動作がむずかしくなってきた人
 家族やケアマネジャーの人も気軽に相談してください。

私がフレイル改善を手伝います!

理学療法士 清水氏

7月中旬に発送 介護保険料額決定通知書の案内

問 高齢介護課(賦課・減免に関する相談) TEL06-6992-1610
 問 保険収納課(納付に関する相談) TEL06-6992-1537

令和8年度介護保険料額決定通知書(本算定)について
 令和8年度から第1段階と第4段階の所得段階別対象者の「本人の合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除く)」と「課税年金収入額」の合計額が809,000円以下から826,500円以下に変更となりました。

介護保険制度とは
 介護が必要となった人が地域で安心して暮らしていくための制度です。介護が必要となった場合に利用できる介護保険サービスは、40歳以上の人が納めた介護保険料を財源としています。

介護保険被保険者の種類
 介護保険の加入者(被保険者)は65歳以上の(第1号被保険者)と40~64歳の(第2号被保険者)の2つに分けられます。

保険料の決まり方
 ▽65歳以上の人(第1号被保険者)
 市の介護保険サービスの費用がまかなえるように算出された「基準額」を基に決まります。

財源の内訳

公費(税)国や府、市が負担	50%
65歳以上の保険料	23%
40~64歳の保険料	27%

守口市で介護にかかる費用 × 65歳以上の負担分23% ÷ 守口市の65歳以上の人数 = 基準額

▽40~64歳の人(第2号被保険者)
 自身が加入している医療保険の算定方式を基本として決定し、医療保険から徴収しています。

第10期(令和8年度の介護保険料)

段階	負担率	所得基準※	年額
第1段階	基準額×0.285	世帯非課税、826,500円以下等	30,680円
第2段階	基準額×0.485	世帯非課税、120万円以下	52,210円
第3段階	基準額×0.685	世帯全員非課税	73,730円
第4段階	基準額×0.900	本人非課税、826,500円以下	96,880円
第5段階	基準額	本人非課税	107,640円
第6段階	基準額×1.2	本人課税、120万円未満	129,170円
第7段階	基準額×1.3	本人課税、210万円未満	139,930円
第8段階	基準額×1.5	本人課税、320万円未満	161,460円
第9段階	基準額×1.7	本人課税、420万円未満	182,990円
第10段階	基準額×1.9	本人課税、520万円未満	204,520円
第11段階	基準額×2.1	本人課税、620万円未満	226,040円
第12段階	基準額×2.3	本人課税、720万円未満	247,570円
第13段階	基準額×2.4	本人課税、820万円未満	258,340円
第14段階	基準額×2.5	本人課税、920万円未満	269,100円
第15段階	基準額×2.6	本人課税、1,020万円未満	279,860円
第16段階	基準額×2.7	本人課税、1,020万円以上	290,630円

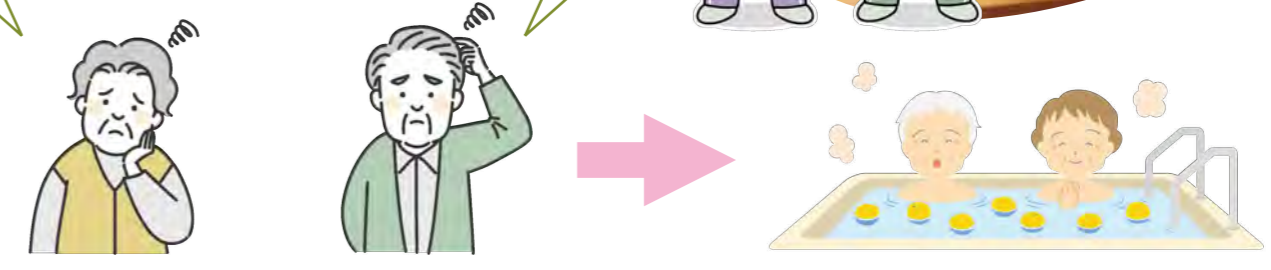
※1~5段階は、本人の「合計所得金額(課税年金に係る雑所得を除く)」と「課税年金収入額」の合計額。6~16段階は本人の合計所得金額

通所型活動B はじまりました

高齢者が集まって活動ができて、入浴もできる場所

こんなことで困っていませんか?

- 認知症予防のために、地域の活動に参加したいけど会場が近くにない
- 体は元気だけど近くの銭湯がなくなって困っている



- 対 市内に住所を有する65歳以上で、介助なしで活動できる人
- ¥ 無料(入浴500円、送迎片道250円)
- 注 活動場所へは原則自身で来所してください。
- 申 各事業所に直接「通所Bのことを聞きたい」と連絡

そんぽの湯

- 内 楽しく身体を動かす体操
- 時 毎週金曜日9:30~11:00
- 場 南寺方中通1-7-27 そんぽの家守口南
- TEL 06-6996-3613
- 笑顔あふれる交流の場です

道で元気だ! 畑と風呂と体操と

- 内 畑仕事と集団体操を選択できます!
- 時 毎週火曜日13:00~15:00
- 場 八雲北町2-10-19 デイサービスセンター道
- TEL 06-6994-0708
- 畑で野菜や花を育ててください!

ウェルフェア守口 通所型活動B

- 内 毎週火曜日...カラコロ体操
- 第1・3金曜日...健康麻雀、第4金曜日...手芸
- 時 毎週火曜日、第1・3・4金曜日11:00~15:00(祝日除く)
- 場 南寺方北通2-2-7 ウェルフェア守口
- TEL 06-6997-8860



実施事業所は今後も拡大予定です。通所型活動Bを実施する事業所の情報は「守口市いきいきシニアMAP」から確認できます。



通所型活動Bの実施を支援する施設向けの補助金を公募しています。詳細は市ホームページをご覧ください。※活動の詳細は各事業者にお問い合わせください。



問 高齢介護課 TEL06-6992-1610